

認知症対応型通所介護

1 定義 及び 基本方針

認知症対応型通所介護	<p>「認知症対応型通所介護」とは、居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態（以下「認知症」という。）であるものについて、老人福祉法第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設又は同法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。</p>	法8条17項
	<p>【基本方針】</p> <p>指定認知症対応型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者は、当該認知症対応型通所介護事業所において日常生活を送ることに支障があると考えられることから、指定認知症対応型通所介護の対象とはなりません。 ・認知症対応型通所介護は対象者を認知症の者に限定し、認知症の特性に配慮したサービス形態であることから、一般の通所介護と一体的な形で実施することは認められません。 ・認知症対応型通所介護を一般の通所介護と同じ事業所で同一の時間帯に行う場合には、例えばパーティション等で間を仕切るなどにより、職員、利用者及びサービスを提供する空間を明確に区別することが必要です。 </div>	条例第61条
介護予防認知症対応型通所介護	<p>「介護予防認知症対応型通所介護」とは、居宅要支援者であって、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、老人福祉法第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設又は同法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。</p>	法第8条の2第15項
	<p>【基本方針】</p> <p>指定介護予防認知症対応型通所介護は、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p>	予防条例第5条

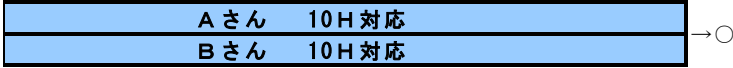
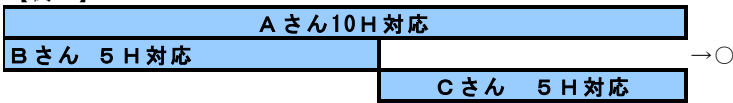
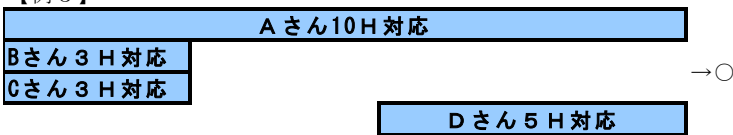
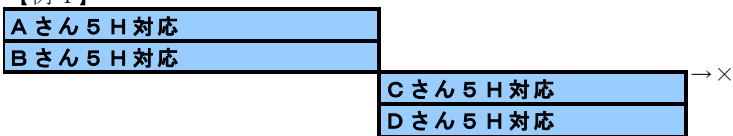
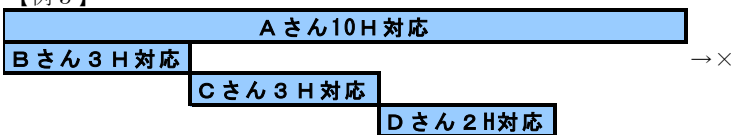
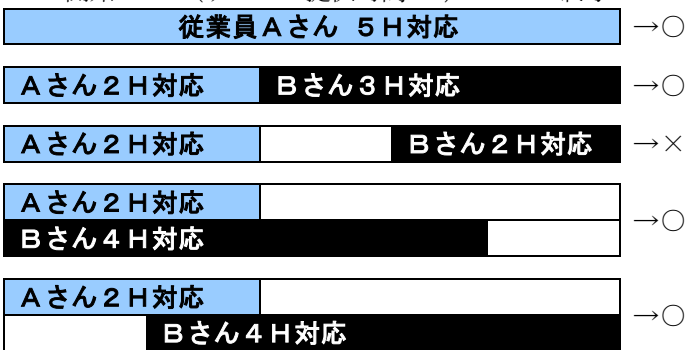
2 単独型・併設型の定義 及び 基準

(1) 定義

<p>単独型・併設型の定義</p>	<p>ア 単独型指定認知症対応型通所介護とは、特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同じ。）に併設されていない指定認知症対応型通所介護をいう。</p> <p>イ 併設型指定認知症対応型通所介護とは、特別養護老人ホーム等に併設されている指定認知症対応型通所介護をいう。</p>	<p>条例第62条 予防条例第6条</p>
-------------------	---	---------------------------

(2) 人員基準

<p>管理者</p>	<p>ア 事業所ごとに配置すること</p> <p>イ 常勤であること</p> <p>ウ 専ら職務に従事する者であること ただし、次の場合は、兼務が可能（事業所の管理上支障がない場合に限る） (ア) 当該事業所の他の職務に従事する場合 (イ) 同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合</p> <p>エ 適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であること</p> <p>オ 厚生労働大臣が定める以下の研修を修了していること 「認知症対応型サービス事業管理者研修」</p> <div data-bbox="491 1070 1198 1137" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>(注意)上記研修を受講するには「実践者研修」又は「基礎課程」を修了している必要があります。</p> </div> <div data-bbox="491 1155 1198 1462" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>下記の(1)と(2)を満たす者は管理者として必要な研修を修了したものとみなされます。 (1) 平成18年3月31日までに「実践者研修」又は「基礎課程」を修了していること (2) 平成18年3月31日に次のいずれかの事業所の管理者の職務に従事していたこと ・特別養護老人ホーム ・老人デイサービスセンター ・介護老人保健施設 ・認知症対応型共同生活介護事業所(管理者研修修了者に限る)</p> </div>	<p>条例第63条 予防条例第7条</p>
<p>介護職員 看護職員</p>	<p>ア 単位ごとに、専ら当該指定認知症対応型通所介護の提供にあたる看護職員又は介護職員が2名以上（うち1名は提供時間帯を通じて専従とする）確保されるために必要と認められる数</p> <div data-bbox="518 1585 1182 1783" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>・提供時間帯を通じて専従とは、サービス提供時間帯に常にその従業者の必要数を確保できる体制であることを言います(生活相談員の項を参照)。 ・専従でない看護職員又は介護職員については、サービス提供時間帯に応じて配置する必要があります。 ※看護職員とは看護師又は准看護師を言います。</p> </div>	<p>条例第62条 予防条例第6条</p>

	<p>08:00開始 (サービス提供時間10H) 18:00終了</p> <p>【例1】</p>  <p>【例2】</p>  <p>【例3】</p>  <p>【例4】</p>  <p>【例5】</p>  <p>イ 生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1名以上は常勤であること</p>	
<p>生活相談員</p>	<p>ア 単位ごとに、提供時間帯に応じて専ら当該認知症対応型通所介護の提供にあたる生活相談員が1名以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>イ 提供時間帯を通じて専従とは、サービス提供時間帯に常にその従業者の必要数を確保できる体制であること</p> <p>(例)</p> <p>10:00開始 (サービス提供時間5H) 15:00終了</p>  <p>ウ 生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1名以上は常勤であること</p>	<p>条例第62条 予防条例第6条</p>
<p>機能訓練指導員</p>	<p>ア 事業所ごとに1人以上配置すること (当該事業所の他の職務との兼務可)</p> <p>イ 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であること</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者としませんが、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えありません。</p> </div>	<p>条例第62条 予防条例第6条</p>

(3) 利用定員

利用定員	ア 1単位あたり12人以下	条例第62条 予防条例第6条
------	---------------	-------------------

(4) 設備基準

①食堂 ②機能訓練室	ア それぞれ必要な広さを有するものとし、合計した面積は、3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上であること 利用定員×3㎡≤食堂+機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にその提供に支障のない広さを確保でき、かつ機能訓練を行う際にはその実施に支障のない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる	条例第64条 予防条例第8条
③相談室	ア 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないように配慮されていること	
④静養室 ⑤事務室 ⑥消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ⑦その他必要な設備及び備品	ア 設備及び備品等については専ら当該指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならないが、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合は共用することもできる <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">※消防設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を指します。 ※先般の認知症高齢者グループホームの火災事故を契機に消防庁で検討会が開催されており、その結論に基づき、消防法に基づく規制について所要の改正が行われる予定です。</div>	

3 共用型の定義 及び 基準

(1) 定義

共用型の定義	共用型 指定認知症対応型通所介護とは、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間又は食堂、地域密着型介護老人福祉施設もしくは地域密着型特定施設の食堂又は共同生活室において、それらの 事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに 行う指定認知症対応型通所介護のことをいう。	条例第65条 予防条例第9条
--------	--	-------------------

(2) 人員基準

管理者	ア 事業所ごとに配置すること イ 常勤であること ウ 専ら職務に従事する者であること ただし次の場合は、兼務が可能とする（事業所の管理上支障がない場合に限る） (イ) 当該指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事する場合 (イ) 同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合 エ 適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であること オ 厚生労働大臣が定める以下の研修を修了していること	条例第67条 予防条例第11条
-----	---	--------------------

	<p>「認知症対応型サービス事業管理者研修」</p> <p>(注意)上記研修を受講するには「実践者研修」又は「基礎課程」を修了しているか、「実践者研修」を同時に受講する必要があります。</p> <p>下記の(1)と(2)を満たす者は管理者として必要な研修を修了したものとみなされます。</p> <p>(1) 平成18年3月31日までに「実践者研修」又は「基礎課程」を修了していること</p> <p>(2) 平成18年3月31日に次のいずれかの事業所の管理者の職務に従事していたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・老人デイサービスセンター ・介護老人保健施設 ・認知症対応型共同生活介護事業所(管理者研修修了者に限る) 	
従業者	<p>当該指定共用型指定認知症対応型通所介護事業の利用者の数と、</p> <p>①指定認知症対応型共同生活介護の利用者</p> <p>②指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者</p> <p>③指定地域密着型特定施設の入居者の数</p> <p>を合計した数について、</p> <p>①指定認知症対応型共同生活介護</p> <p>②指定地域密着型指定介護老人福祉施設</p> <p>③指定地域密着型指定特定施設入所者生活介護</p> <p>の規定を満たすために必要な数以上とする。</p>	<p>条例第65条</p> <p>予防条例第9条</p>

(3) 利用定員

利用定員	<p>ア 事業所の利用定員は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定地域密着型特定施設ごとに1日あたり3人以下とする。</p>	<p>条例第66条</p> <p>予防条例第10条</p>
------	---	-------------------------------

(4) その他

その他	<p>ア 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>イ 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>条例第66条</p> <p>予防条例第10条</p>
-----	--	-------------------------------

4 運営基準（主なもの）

基本取扱方針	<p>ア 指定認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p>	<p>条例第70条</p> <p>予防条例第42条</p>
--------	---	-------------------------------

	<p>イ 事業者は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	
<p>具体的取扱方針</p>	<p>ア 指定認知症対応型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。</p> <p>イ 指定認知症対応型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。</p> <p>ウ 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</p> <p>エ 従業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>オ 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</p> <p>カ 指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。</p>	<p>条例第71条 予防条例第43条</p>
<p>認知症対応型通所介護計画の作成</p>	<p>ア 事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。</p> <p>イ 認知症対応型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>ウ 事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>エ 事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該認知症対応型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>オ 従業者は、それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</p>	<p>条例第72条 予防条例第43条</p>
<p>モニタリングの実施 ＜介護予防のみ＞</p>	<p>ア 介護予防認知症対応型通所介護計画に基づくサービス提供の開始時から、サービス提供終了時まで、少なくとも1回は、当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うものとする。</p> <p>イ モニタリングの結果を記録し、当該介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。</p> <p>ウ 管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、介護予防認知症対応型通所介護計画の変更を行うものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・介護予防認知症対応型通所介護の提供状況等について介護予防支援事業者に対する報告の義務づけを行うとともに、介護予防認知症対応型通所介護計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を義務づけるものである。</p> </div>	<p>予防条例第43条</p>

	<p>・介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なることとなっていないか等を確認するために行うものであり、毎月行うこととしている。</p> <p>・また、併せて、事業者は介護予防認知症対応型通所介護計画に定める計画期間が終了するまでに一回はモニタリングを行い、利用者の介護予防認知症対応型通所介護計画に定める目標の達成状況の把握等を行うこととしており、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者等とも相談の上、必要に応じて当該介護予防認知症対応型通所介護計画の変更を行うこととしたものです。</p>	
利用料	<p>ア 事業者は、利用料のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>(7) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>(イ) 指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用</p> <p>(ウ) 食事の提供に要する費用</p> <p>(エ) おむつ代</p> <p>(オ) 上記に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p> <p>イ 事業者は、上記の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>条例第69条 予防条例第23条</p>
非常災害対策	<p>ア 非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しておくとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>条例第77条 予防条例第31条</p>
地域との連携	<p>ア 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>イ 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>条例第79条 予防条例第40条</p>

「法」…介護保険法

「条例」…横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例
(平成24年12月28日横浜市条例第77号)

「予防条例」…横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例
(平成24年12月28日横浜市条例第79号)

※認知症対応型通所介護と介護予防認知症対応型通所介護の指定を併せて受け、一体的に運営される場合にはいずれかの指定基準を満たしていれば、もう一方の指定基準を満たしているとみなされます。